

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：水道事業

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和55年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	紀宝町	職員数* (H21. 4. 1現在)	6
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合  
は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

#### 2 財政指標等

資本費	105円（18年度）	公営企業債現在高（百万円）	2,344（18年度）
累積欠損金（百万円）	163（18年度）	利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）	—（18年度）	財政力指数*	0.383（18年度）
資金不足比率（%）	—（18年度）	実質公債費比率*（%）	14.8（19年度）
		経常収支比率*（%）	96.4（18年度）

- 注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、繰上償還の対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月10日 合併前市町村：紀宝町、鷺殿村] 合併以前は、上記2町村による一部事務組合であった。（他自治体は無い）そのため、会計の統合は特に無い。組織の統合については、管理職の兼任により職員1名減とし、また、人事異動を行って職員人件費を抑えた。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

- 3 にレを付けた上で内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	紀宝町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成21年度～平成25年度
計画策定責任者	紀宝町長 西田 健
既存計画との関係	紀宝町総合計画(H19～H28)
公表の方法等	紀宝町ホームページへの掲載、本年度中を目途に議会周知（予定）
基本方針	紀宝町総合計画に掲げる「安心・安全で快適に暮らせるまちづくり」を目標に上水道事業を行う。平成21年3月31日現在の上水道の普及率は95.2%であり、未普及地区の解消が求められている。また、浄水場等の施設は昭和54年に移動し、老朽化しつつあるため、平成18年度から急速ろ過池の改修を行っている。膜ろ過設備のろ過膜10モジュールも、平成20年度より順次取り替える。

- 注 計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	8.6			8.6
	補償金免除額	1.5			1.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業改良資金	8,519	3,156	6,713	18,388
合 計 (A)		8,519	3,156	6,713	18,388
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		8,519	3,156	6,713	18,388

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成12年度に浄水場の拡張を行ない、減水・断水に対応したが、減価償却費が倍増し、収益的収支が赤字となっています。資本的収支についても補填財源で補填しており、資金収支も赤字となっています。</p> <p>平成19年度の流動比率 570.5% 当座比率551.2% 固定資産構成比率 93.0% 固定資産長期資本比率 94.2% 自己資本構成比率 30.2%となっています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金の適正化</p> <p>平成11年5月に料金の改定を行い平均約20%の値上げをしました。三重県の平均料金と比べると家庭用使用水量10m<sup>3</sup>ではやや低い状況にありますが、20m<sup>3</sup>ではやや上回っています。経年劣化した施設の改良も必要となってきており、料金の改定が必要となってきています。社会情勢を考慮しつつ、改定時期等、検討中です。</p>
	<p>課 題 ② 定員管理</p> <p>合併に伴う組織の統合により、管理職職員を兼任とし、平成18年度から職員1名減の6人体制で業務を行っています。給水原価に占める人件費の割合は平成20年度では16.9%です。平成21年度から職員1名減の5人体制、平成22年度にさらに職員1名減の4人体制といたします。</p>
	<p>課 題 ③ 浄水施設の改善</p> <p>平成12年に設置した膜ろ過設備のろ過膜の耐用年数が過ぎ、交換しなければならないが、20年度から2カ年に分けて順次交換していく予定です。また、浄水方法の見直しも含め、より経済的な改良を探っています。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	<p>水質検査、検針業務については、業務委託を行っています。また、電気施設保守点検・電気計装設備保守点検についても委託しています。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率※	(%)	79.58	79.79	81.32	83.71	73.22	66.16	82.20	83.14	83.46	85.10
総収支比率(法適用)	(%)	90.28	90.63	92.67	95.47	83.73	70.66	93.94	95.02	95.38	97.25
経常収支比率(法適用)	(%)	90.49	90.94	92.67	95.83	83.73	75.61	93.94	95.02	95.38	97.25
営業収支比率(法適用)	(%)	98.27	97.88	99.11	101.37	85.38	75.35	96.02	96.44	96.44	97.75
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	51.10	61.90	73.00	78.80	103.20	150.20	157.60	163.50	169.10	172.30
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)	11.67	11.88	11.86	11.86	12.15	12.10	12.10	12.10	12.10
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)	11.67	11.88	11.86	11.86	12.15	12.10	12.10	12.10	12.10
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)						72.73			
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)						72.73			
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

## (2) 総収支比率(%)＝総収益／総費用×100

## (3) 経常収支比率(%)＝経常収益／経常費用×100

## (4) 営業収支比率(%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

## (5) 累積欠損金比率(%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

## (6) 収益的収支比率(%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

## (8) 繰入金比率(%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/㎥)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎥)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水人口の減少や使用水量を控えることが考えられるが、H21年度から滞納整理班を編成するなどして、未収金の回収率の向上を図るなどすることにより、現状維持を見込んでいます。
2 他会計繰入金の見込み	水道事業債の償還金のうち、支払利息の一部として、毎年3千万円を見込んでいます。 平成21年度で、出資金1億6千857万円を見込んでいます。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成20～25年度で、配水管布設替工事のため、工事費約4千万円を見込んでいます。 平成21年度で、水道未普及である北桜杖地区に給水するための本管布設工事約8千9百万円を見込んでいます。 平成18～21年度で、浄水施設の修理及び改良のため、工事費約1億8千万円を見込んでいます。（うち、21年度分約8千7百万円）  資産の売却計画はありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成21年度で、浄水施設の改良工事のため約1千9百万円の企業債借入をします。 平成21年度で、水道未普及である北桜杖地区に給水するための工事のため約4千2百万円の企業債借入をします。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>②</p> <p>②</p> <p>②</p> <p>②</p> <p>②</p> <p>②</p>	<p>合併前の平成17年4月時点での職員数は、旧紀宝町で103人、旧鶴殿村では53人の合計156人であったが、合併による早期退職者の募集などにより平成18年4月時点での職員数は145人、平成19年4月時点での職員数は135人、平成20年4月時点での職員数は135人、平成21年4月時点での職員数は128人となりました。</p> <p>平成18年1月10日の合併に伴う組織の統合により、水道事業では、管理職職員を兼任とし、職員1名減の6人体制で業務を行っています。今後は、浄水場の管理委託等も検討しています。平成22年度から職員4名といたします。なお、平成22年度以降においても職員数が集中改革プランにおける平成21年度までの取り組みから後退することはありません。</p> <p>水道事業職員の給与等については、紀宝町職員の給与に関する条例(平成18年紀宝町条例第48号。)の規定を準用していますが、平成18年度に給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを終えています。なお、地域手当については、当該地域においては地域手当該当地域ではないため支給対象者はいません。</p> <p>公営企業部門該当無し。</p> <p>合併前の企業団では、制度はあったが退職者が無かった。合併後は町職員の規定に準じ、廃止しています。</p> <p>公営企業部門該当無し。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>③</p>	<p>平成12年に設置した膜ろ過設備のろ過膜の耐用年数が過ぎ、交換しなければならないが、浄水方法の見直しも含め、より経済的な改良を探っている。</p> <p>水質検査・電気施設保守点検・電気計装設備保守点検については委託しています。検針業務については、既に委託していますが、料金の賦課、集金についても、委託を検討していきます。また、浄水場管理についても委託を検討しています。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	老朽化した施設の改修や、上水道未普及地域の解消が必要ですが、そのために必要な費用は大きく、現在の料金体系では財源確保が困難と思われます。コスト削減によりいっそうの経営努力をしつつ、安心・安全な水道水の維持に必要な財源の確保に、料金体系の見直しを図ります。
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	—	ホームページに財政状況一覧表にて公開しています。また、町広報誌にて予算・決算等を公開しています。
○ 行政評価の導入	—	決算諸表（損益計算書・貸借対照表・固定資産明細書・企業債明細書等）の公表を行っています。
5 その他		平成20年度、21年度のろ過膜の交換により多大な経常赤字が生じたが、以降は職員減による人件費の削減や減価償却費の減により、経常収支の改善を図ります。減価償却費のピークを越える平成28年度以降は累積欠損金比率は徐々に減少する見込みです。また、より経済的な浄水方法の検討を行う計画です。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成18年度に1名の削減をし、6名体制で、事務所と浄水場の2箇所を管理しています。また、人事異動により若返りをはかりました。平成21年度に1名を削減し職員5名、平成22年度にも1名を削減し職員4名の体制といたします。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成20年度に事務所を本庁に移し、事務経費の削減を図りましたが、浄水場管理の方法について検討中です。料金の改定についても、検討していきます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	水道事業債の償還金のうち、支払利息の一部として、毎年3千万円を見込んでいますが、浄水施設の維持のための改修や水道未普及地区の解消が求められており、料金の見直しなどで解消を図っていきたい。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数一職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年間の間に実施したものに限り。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の撤収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
	職員給与費の適正化												
1	職員給与費(退職手当以外)	61	63	55	49	50		52	35	35	35	35	
	改善額		△2	6	12	11	27	△2	15	15	15	15	58
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	7	7	6	6	6		5	4	4	4	4	
	増減数(人)			△1			△1	△1	△1				△2
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率	51.1	61.9	73	78.8	103.2		150.2	157.6	163.5	169.1	172.3	
	増減	12	11	11	6	24		47	7	6	6	3	
	企業債現在高	2,513	2,457	2,344	2,238	2,143		2,104	2,009	1,912	1,813	1,713	
	増減		△56	△113	△106	△95		△39	△95	△97	△99	△100	
	計画前5年間改善額 合計						27						改善額 合計 58
	(参考) 補償金免除額												1.5

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	1,563	1,580	1,537	1,533	1,504	1,504	1,504	1,504	1,504	1,504
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554	7,554
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	6,886	6,834	6,536	7,013	6,977	6,977	6,977	6,977	6,977	6,977
最大稼働率(%)	91.2	90.5	86.5	92.8	92.4	92.4	92.4	92.4	92.4	92.4
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	144.6	144.9	144.4	144.2	143.6	144.3	144.3	144.3	144.3	144.3
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	181.7	181.6	177.6	172.2	196.1	218.1	175.5	173.5	172.9	169.6

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成14・15年度に阪原簡易水道統合をおこない、平成15年度より給水を開始した。